○環境省告示第百十九号

海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和四十五年法律第百三十六号）第九条の六第三項、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令（昭和四十六年政令第二百一号）別表第一第一号ニ、同表第二号ハ及びニ並びに同表第三号ニ並びに海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第九条の六第三項の規定に基づく未査定液体物質の査定に関する省令（昭和六十二年総理府令第五号）第一条の規定に基づき、同法第九条の六第二項の届出に係る未査定液体物質を次のように査定したので、同令第二条の規定に基づき、次のとおり公示する。

平成二十二年十二月十六日

環境大臣　松本　龍

海洋環境の保全の見地から海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令（昭和四十六年政令第二百一号）別表第一第二号イに掲げるＹ類物質と同程度に有害である物質は、イソフタル酸ジ―二―エチルヘキシルとし、同表各号ニの規定に基づき環境大臣の定める係数は、一とする。

○九州地方整備局告示第百四十五号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十二年十二月十六日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十二年十二月十六日

九州地方整備局長　岡本　博

一　道路の種類　一般国道

二　路線名　三号

三　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長	備考
出水市境町二一五四番から同市境町二二六七番一まで	前	一〇・九〇～一六・〇〇メートル	〇・〇二九キロメートル	
	後	一一・五〇～一六・一〇	〇・〇二九	

四　図面縦覧場所　九州地方整備局及び同局鹿児島国道事務所

○九州地方整備局告示第百四十六号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十二年十二月十六日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十二年十二月十六日

九州地方整備局長　岡本　博

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
三号	いちき串木野市湊町字渡瀬口一三三番二から同市湊町字渡瀬口一五五番一まで	九州地方整備局及び同局鹿児島国道事務所

供用開始の期日　平成二十二年十二月十六日

○北海道開発局告示第百五十一号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十二年十二月十六日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十二年十二月十六日

北海道開発局長　高松　泰

一　道路の種類　一般国道

二　路線名　五号

三　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長	備考
札幌市東区北七条東一丁目一番三地内	前	五〇・八〇メートル	〇・〇〇二キロメートル	
	後	五六・三六		
札幌市中央区北五条東一丁目四番地内	前	五〇・八〇	〇・〇〇一	
	後	五六・八二		
札幌市中央区北四条東一丁目一番地内	前	五〇・八〇	〇・〇〇一	
	後	五六・八二		
札幌市中央区北三条東一丁目一番一地内	前	五〇・八〇	〇・〇〇一	
	後	五六・八二		

四　図面縦覧場所　北海道開発局及び同局札幌開発建設部

○北海道開発局告示第百五十二号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十二年十二月十六日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十二年十二月十六日

北海道開発局長　高松　泰

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
五号	札幌市東区北七条東一丁目一番三地内	北海道開発局及び同局札幌開発建設部

供用開始の期日　平成二十二年十二月十六日

○北海道開発局告示第百五十三号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十二年十二月十六日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十二年十二月十六日

北海道開発局長　高松　泰

一　道路の種類　一般国道

二　路線名　三百三十六号

三　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長	備考
北海道広尾郡広尾町字美幌国有林十勝森林計画区十勝西部森林管理署一一四四林班わ小班から同町字フンベ七番一まで	前	二九・五〇～六一・二七メートル	〇・〇五八キロメートル	
	後	二九・五〇～五三・一二		

四　図面縦覧場所　北海道開発局及び同局帯広開発建設部

○北海道開発局告示第百五十四号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十二年十二月十六日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十二年十二月十六日

北海道開発局長　高松　泰

一　道路の種類　一般国道

二　路線名　三百三十七号

三　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長	備考
江別市江別太一四六番一から北海道石狩郡当別町字蕨岱三四五七番一まで	前	A　一〇・〇〇～一二九・〇〇メートル	一三・二三二キロメートル	上記A・B・C・D及びEは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
		B・C・D　一一・五〇～二八〇・〇〇	一〇・七五九	
	後	A　一〇・〇〇～一二九・〇〇	一三・二三二	
		B・C・D　二一・五〇～二八〇・〇〇	一〇・七五九	
		E		

四　図面縦覧場所　北海道開発局及び同局札幌開発建設部

○北海道開発局告示第百五十五号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十二年十二月十六日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十二年十二月十六日

北海道開発局長　高松　泰

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
五号	札幌市東区北七条東一丁目一番一地内	北海道開発局及び同局札幌開発建設部
〃	札幌市中央区北五条東一丁目四番地内	〃
〃	札幌市中央区北四条東一丁目一番地内	〃
〃	札幌市中央区北三条東一丁目一番一地内	〃
三百三十七号	江別市美原一〇〇六番から同市美原三六二番地先まで	〃

供用開始の期日　平成二十二年十二月十六日